

令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託
(向小金小) 募集要項

流山市

1 目的

流山市（以下「委託者」という。）は、市内の小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、小学校等の既存施設を活用し、学習やスポーツ、文化活動等の様々な事業を行う流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（向小金小）を実施することにより、子どもから広がる地域の子育て力を育み、子育て支援活動の促進や支援を行うことを目的とし、最も優れた知識・能力、専門性等を有する事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定する。

2 業務の概要

（１）業務名称

令和８年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（向小金小）

（２）業務内容

別紙流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（向小金小）仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

各種業務を包括的にとりまとめ統括し、かつ仕様書に記載のない想定外の事態にもできる限り対応すること。

（３）履行場所

流山市立向小金小学校 流山市向小金３丁目１４９番地の１

3 履行期間

契約日の翌日から令和８年９月３０日まで

4 開設期日

令和８年７月２１日から令和８年８月２６日まで

※土曜日、日曜日及び学校の機会警備機関（令和８年８月７日から令和８年８月１７日まで）を除く

5 委託金額の上限

２，６５５，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしている事業者とする。

- （１）本業務を受託した場合、仕様書に記載の水準を満たした業務を遂行できること。
- （２）業務の実績については、当該業務の募集開始日から起算して過去５年以内にこどもの居場所に関する業務（関連業務を含む）の実績があること。
- （３）複数の企業又は団体等により構成された者でないこと。

- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持もしくは反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (7) 申込受付開始の日からプレゼンテーション実施の日までにおいて、流山市長から指名停止又は指名除外を受けている団体でないこと。

7 プロポーザルへの参加

参加しようとする事業者は、令和8年3月24日（火）から令和8年3月31日（火）午後5時（必着）までに、令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（向小金小）公募型プロポーザル参加申込書（第1号様式）と受託実績調書（第2号様式）を持参（※）又は郵送にて提出すること。（仕様書・提出書類等については、市ホームページからダウンロード可能。）

TOP>事業者向け情報>入札・契約>公募型プロポーザル情報>令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（向小金小）に係る公募型プロポーザルの実施について

※持参の場合は、開庁時間内とする。

8 プロポーザル参加資格の通知

令和8年4月3日（金）までに、適格とされた参加者に対して参加許可及びプレゼンテーションの日程を電子メールで通知する。

9 質問の受付及び回答

確認が必要な事項については「令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（向小金小）の応募に関する質問」（第3号様式）を使用し、電子メールにより質問を受付ける。

送信先メールアドレス shidou@city.nagareyama.chiba.jp

(1) 質問の受付期間

令和8年3月24日（火）から令和8年3月27日（金）正午まで

(2) 質問に対する回答

令和8年3月30日（月）に市ホームページにおいて公表。

TOP>事業者向け情報>入札・契約>公募型プロポーザル情報>令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（向小金小）に係る公募型プロポーザルの実施について

10 提案書等の提出

参加者は、仕様書を熟読のうえ令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（向小金小）公募型プロポーザル提案書（第4号様式）及び令和8年度流山市夏休みこど

も教室事業運営業務委託（向小金小）公募型プロポーザル見積書（第5号様式）について作成し、令和8年4月6日（月）から令和8年4月10日（金）午後5時（必着）までに持参（※）又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、開庁時間内とする。

（1）提出書類等

ア 令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（向小金小）公募型プロポーザル提案書（第4号様式）・・・7部

イ 令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（向小金小）公募型プロポーザル見積書（第5号様式）（見積金額内訳書を含む）・・・1部

※見積書には、事業者名、代表者職・氏名及び住所を記載し、押印すること。

（2）提案書作成要領

ア 提案書の用紙サイズはA4版とし、下部にページ番号を記載し、左上部を綴じたものを7部提出する。

イ 文字サイズは12ポイント以上とし、簡潔・明瞭に記載すること。なお、文章を補完するために必要なイラスト・イメージ図等の挿入を認める。

ウ カラー印刷での提出を認める。

エ 提出書類のボリュームは問わないが、プレゼンテーション時間（15分）を考慮し、適正なものとする。

（3）書類等の提出先

〒270-0192

千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所第1庁舎2階 学校教育部指導課宛て

1.1 主なスケジュール

令和8年3月24日（火）公募型プロポーザル募集要項等の公表

令和8年3月24日（火）から3月27日（金）正午まで 質問票の受付

令和8年3月30日（月）質問に関する回答（市ホームページに掲載）

令和8年3月24日（火）から3月31日（火）午後5時まで 参加申込書等の提出

令和8年4月 3日（金）まで 参加許可の通知及びプレゼンテーション日程通知
（電子メール）

令和8年4月6日（月）から4月10日（金）午後5時まで 提案書等の提出

令和8年4月15（水）又は16日（木）プレゼンテーション実施

令和8年4月20日（月）事業者選定及び選考結果通知

令和8年4月23日（木）詳細協議及び合意

令和8年4月30日（木）契約締結（予定）

令和8年5月 1日（金）業務開始（予定）

1 2 事業者の選定

令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（向小金小）公募型プロポーザル審査会が優先交渉権者を選定する。

（1）プレゼンテーション実施日及び場所

令和8年4月15日（水）又は16日（木）に実施する。

詳細については、別途電子メールにて通知する。

（2）実施時間

プレゼンテーション15分、質疑応答10分、合わせて25分とする。

（3）参加人数

受託後の本業務を直接担当する者を含む3名までとする。

（4）その他

プレゼンテーションに必要なプロジェクター及びスクリーンは委託者で用意するため、動作確認が必要な場合は、事前に連絡すること。

1 3 審査方法等

令和8年度流山市夏休みこども教室事業運営業務委託（向小金小）公募型プロポーザル審査会が、提案された内容を「優先交渉権者決定基準」に基づき審査し、その結果、最高得点を獲得した事業者を優先交渉権者を選定する。

1 4 選定結果の通知

優先交渉権者選定後、速やかに審査結果を応募業者に通知する。

（1）優先交渉権者には、公募型プロポーザル選定結果通知書（第7号様式）をもって通知する。

（2）優先交渉権者以外の応募業者には、公募型プロポーザル非選定結果通知書（第8号様式）をもって通知する。

1 5 プロポーザルの途中辞退

（1）応募業者は、申出によりプレゼンテーション実施日の前日までプロポーザルへの参加を辞退することができる。

（2）辞退の申出は、公募型プロポーザル参加辞退届（第6号様式）（以下「辞退届」という。）を提出すること。

（3）辞退届の提出方法は持参又は郵送とするが、提出する前に必ず担当に連絡をすること。

（4）プロポーザルへの応募業者が、提出期限までに提案書等を提出しない場合は、参加を辞退したものとみなす。

1.6 各関係法令等の遵守

- (1) 応募者は、当該プロポーザルに参加することにより、各関係法令、流山市条例及び規則を遵守することを誓約するものとみなす。
- (2) 応募者が各関係法令等（地方自治法（昭和22年法律第67号）、労働基準法（昭和22年法律第49号））に違反した場合は、公募型プロポーザルへの参加資格、優先交渉権又は委託契約を取り消すものとする。

1.7 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉権者と委託者が協議し、提案書による内容を基本として、業務に係る仕様を確定させたうえで契約を締結する。契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、その次に高得点を獲得した事業者と交渉を行う。

(2) 契約保証金

流山市財務規則（昭和61年3月31日規則第12号）第146条第1項の規定により契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付することとする。ただし同規則同条第4項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

- (3) 委託業務の全部を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ再委託承諾願（第9号様式）を委託者に提出し、書面による承諾を得ること。

1.8 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するための書類作成に係る費用等については、応募者の負担とする。
- (2) 提案書提出期間終了後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 同一の者から複数の提案書の提出は認めない。
- (5) 本件に関し、提出された関係書類等は、本件以外の目的で使用することはないものとする。
- (6) 本プロポーザルは、都合により、延期し、又は取りやめることがある。この場合において、参加者は異議を申し立てることができず、損害を受けることがあっても、その費用を請求できないものとする。

19 問い合わせ先及び担当

(1) 担当 流山市役所

流山市教育委員会 学校教育部 指導課

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

(2) 電話 04-7150-6105

(3) Eメール shidou@city.nagareyama.chiba.jp